

平成29年12月12日

平成29年第3回神奈川県議会定例会

## 県民・スポーツ常任委員会報告資料

県 民 局



## 目

## 次

ページ

1	本庁機関の再編について……………	1
2	かながわ男女共同参画推進プランの改定案について……………	7
3	神奈川県消費生活条例の改正素案について……………	12
4	棟方志功作の版画紛失にかかる調査（最終報告書）の概要について……………	15
5	神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の改正について……………	22
6	神奈川県青少年保護育成条例の改正骨子案について……………	23
7	かながわ子どもみらいプランについて……………	26

## 1 本庁機関の再編について

### (1) 趣旨

複雑・多様化する県政課題や県民ニーズに的確に対応するため、局の規模を考慮しつつ、意思決定の迅速化を図り、効果的かつ効率的に施策・事業を推進する体制を整備することとし、平成30年4月に本庁機関を再編する。

### (2) 経緯

平成29年 9月 第3回県議会定例会総務政策常任委員会等に本庁機関の再編について報告  
11月 第3回県議会定例会に神奈川県局設置条例改正議案を提出

### (3) 内容

別紙「総務政策常任委員会資料」のとおり

### (4) 実施日

平成30年4月1日

## 【議案（条例その他 その5）19～20頁 定県第97号議案】

## 3 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要

## (1) 改正の趣旨

複雑・多様化する県政課題や県民ニーズに的確に対応するため、局の規模を考慮しつつ、意思決定の迅速化を図り、効果的かつ効率的に施策・事業を推進する体制を整備することとし、平成30年4月に本庁機関を再編することに伴い、所要の改正を行うものである。

## (2) 改正の内容

## ア 福祉子どもみらい局及び健康医療局の設置

所掌範囲が広く、新しい課題や喫緊の課題も多い保健福祉局の組織規模を見直すとともに、子どもの貧困対策、児童虐待等子ども関連施策を総合的かつ迅速に推進するため、県民局及び保健福祉局を再編し、福祉子どもみらい局及び健康医療局を設置する。

(ア) 福祉子どもみらい局は、保健福祉局の福祉部門及び県民局の次世代育成部門を統合するとともに、共生社会の実現を目指すため、県民局の人権男女共同参画部門を所管する。（改正後の第7号関係）

(イ) 健康医療局は、保健福祉局の保健医療部門及び生活衛生部門を所管する。（改正後の第8号関係）

平成29年度	平成30年度（案）
県民局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務室</li> <li>— <u>くらし県民部</u> (人権男女共同参画部門)</li> <li>— <u>次世代育成部</u></li> </ul>	福祉子どもみらい局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>総務部門</u></li> <li>— <u>福祉部門</u></li> <li>— <u>次世代育成部門</u></li> <li>— <u>人権男女共同参画部門</u></li> </ul>
保健福祉局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務室</li> <li>— <u>保健医療部</u></li> <li>— <u>福祉部</u></li> <li>— <u>生活衛生部</u></li> </ul>	健康医療局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>総務部門</u></li> <li>— <u>保健医療部門</u></li> <li>— <u>生活衛生部門</u></li> </ul>

## イ 国際文化観光局の設置

魅力ある文化コンテンツの創出や情報発信、国内外からの観光客の誘致、国際交流等、人を引きつける魅力ある神奈川づくりを効果的・一体的に進めるため、県民局の国際部門及び文化部門並びに産業労働局の観光部門を統合し、国際文化観光局を設置する。（改正後の第4号関係）

平成29年度	平成30年度（案）
県民局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務室</li> <li>— <u>くらし県民部</u> (文化部門) (国際部門)</li> </ul>	国際文化観光局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>総務部門</u></li> <li>— <u>国際部門</u></li> <li>— <u>文化部門</u></li> <li>— <u>観光部門</u></li> </ul>
産業労働局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>観光部</u></li> </ul>	

ウ 県民局くらし県民部の各部門の関連局への移管、安全防災局の局名変更

(2) ア及びイの再編以外の県民局くらし県民部の各部門は、業務関連性のある他局に移管し、県民局を廃止する。

(7) 情報公開広聴部門及びNPO協働推進部門は、広報部門、企業連携部門及び大学連携部門を所管する政策局に移管する。(第1号関係)

(4) 消費生活部門は、くらし安全交通部門を所管する安全防災局に移管するとともに、安全防災局の局名をくらし安全防災局に変更する。(第3号関係)

(県民局の各部門の移管先)

平成29年度	平成30年度(案)
<p>県民局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務室</li> <li>— <u>くらし県民部</u> (人権男女共同参画部門) (情報公開広聴部門) (NPO協働推進部門) (文化部門) (国際部門) (消費生活部門)</li> <li>— <u>次世代育成部</u></li> </ul>	<p>政策局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>情報公開広聴部門</u></li> <li>— <u>NPO協働推進部門</u></li> </ul> <p><u>くらし安全防災局</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>消費生活部門</u></li> </ul> <p><u>国際文化観光局</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>国際部門</u></li> <li>— <u>文化部門</u></li> </ul> <p><u>福祉子どもみらい局</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>次世代育成部門</u></li> <li>— <u>人権男女共同参画部門</u></li> </ul>

エ 政策局のICT推進部門の総務局への移管

ICTを活用した働き方改革をさらに進めていくため、政策局のICT推進部門を総務局に移管する。(第2号関係)

平成29年度	平成30年度(案)
<p>政策局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 自治振興部</li> <li>— <u>ICT推進部</u></li> </ul> <p>総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 財産経営部</li> </ul>	<p>政策局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 自治振興部門</li> </ul> <p>総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 財産経営部門</li> <li>— <u>ICT推進部門</u></li> </ul>

オ 神奈川県准看護師試験委員会条例の一部改正

神奈川県准看護師試験委員会を設置する局を保健福祉局から健康医療局に改める。(附則第2項関係)

(3) 施行期日

平成30年4月1日

(参考) 再編後の組織

現 行		再編 (案)	
政策局	知事室 (広報部門を含む) ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 総務室 政策部 (大学連携部門を含む) 自治振興部 (企業連携部門を含む) <u>I C T推進部</u> 基地対策部	政策局	知事室 ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 総務部門 政策部門 自治振興部門 基地対策部門 <u>情報公開広聴部門</u> <u>N P O協働推進部門</u>
総務局	総務室 組織人材部 財政部 財産経営部	総務局	総務部門 組織人材部門 財政部門 財産経営部門 <u>I C T推進部門</u>
<u>安全防災局</u>	総務室 安全防災部 (くらし安全交番部門を含む)	<u>くらし安全 防災局</u>	総務部門 安全防災部門 <u>消費生活部門</u>
<u>県民局</u>	<u>総務室</u> <u>くらし県民部</u> <u>次世代育成部</u>	(廃止)	
(新設)		<u>国際文化観 光局</u>	<u>総務部門</u> <u>国際部門</u> <u>文化部門</u> <u>観光部門</u>
スポーツ局	(略)	スポーツ局	(略)
環境農政局	(略)	環境農政局	(略)
<u>保健福祉局</u>	総務室 保健医療部 福祉部 生活衛生部	<u>福祉子ども みらい局</u>	<u>総務部門</u> <u>福祉部門</u> <u>次世代育成部門</u> <u>人権男女共同参画部門</u>
		<u>健康医療局</u>	<u>総務部門</u> <u>保健医療部門</u> <u>生活衛生部門</u>
産業労働局	総務室 産業部 中小企業部 <u>観光部</u> 労働部	産業労働局	総務部門 産業部門 中小企業部門 労働部門
県土整備局	(略)	県土整備局	(略)

神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>(1) 政策局            ア～ウ （略）            エ <u>広聴及び広報に関する事項</u>            オ <u>県民協働に関する事項</u>            カ <u>市町村その他公共団体の行政一般に関する事項</u>            キ <u>基地に関する事項</u>            ク <u>統計_____に関する事項</u></p> <p>(2) 総務局            ア～エ （略）            オ <u>情報化に関する事項</u>            カ （略）</p> <p>(3) <u>くらし安全防災局</u>            ア～エ （略）            オ <u>消費生活に関する事項</u></p> <p>(4) <u>国際文化観光局</u>            ア <u>国際交流及び国際協力に関する事項</u>            イ <u>文化の振興に関する事項</u>            ウ <u>観光に関する事項</u></p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>(7) <u>福祉子どもみらい局</u>            ア <u>社会福祉に関する事項</u>            イ <u>社会保障に関する事項</u>            ウ <u>人権及び男女共同参画に関する事項</u>            エ <u>次世代育成に関する事項</u>            オ <u>私学に関する事項</u></p> <p>(8) <u>健康医療局</u>            ア <u>保健医療に関する事項</u>            イ <u>生活衛生に関する事項</u></p> <p>(9) <u>産業労働局</u>            ア （略）            (削除)            イ （略）</p> <p>(10) （略）</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>(1) 政策局            ア～ウ （略）            エ <u>広報_____に関する事項</u>            (新設)            オ <u>市町村その他公共団体の行政一般に関する事項</u>            カ <u>基地に関する事項</u>            キ <u>統計及び情報化に関する事項</u></p> <p>(2) 総務局            ア～エ （略）            (新設)            オ （略）</p> <p>(3) <u>安全防災局_____</u>            ア～エ （略）            (新設)</p> <p>(4) <u>県民局</u>            ア <u>広聴に関する事項</u>            イ <u>国際交流及び国際協力に関する事項</u>            ウ <u>私学に関する事項</u>            エ <u>次世代育成に関する事項</u>            オ <u>消費生活その他県民生活に関する事項</u></p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>(7) <u>保健福祉局</u>            ア <u>保健衛生に関する事項</u>            イ <u>社会福祉に関する事項</u>            ウ <u>社会保障に関する事項</u>            (新設)</p> <p>(8) <u>産業労働局</u>            ア （略）            イ <u>観光に関する事項</u>            ウ （略）</p> <p>(9) （略）</p>



神奈川県准看護師試験委員会条例（昭和27年神奈川県条例第35号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条の規定により、神奈川県准看護師試験委員会（以下「委員会」という。）を神奈川県健康医療局に置く。</p> <p>第2条～第9条 （略）</p>	<p>第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条の規定により、神奈川県准看護師試験委員会（以下「委員会」という。）を神奈川県保健福祉局に置く。</p> <p>第2条～第9条 （略）</p>

## 2 かながわ男女共同参画推進プランの改定案について

### (1) 経緯

平成25年3月に策定した現行の「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」（以下「プラン」という。）は、計画期間を5年（平成25年度～平成29年度）としているため、改定に向けた手続きを行っており、改定素案を平成29年第3回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会に報告した。

改定素案に対する県議会の意見、市町村への意見照会及び県民意見募集（パブリックコメント）の結果等を踏まえ、このたび改定案を取りまとめた。

### (2) 改定素案に対する県民意見募集の結果

ア 募集期間 平成29年10月13日～11月15日

イ 実施結果

(ア) 意見件数 180件

(イ) 意見の内訳（個人：111人、団体：0団体）

区 分		件 数
1	重点目標1に関する意見	37
2	重点目標2に関する意見	45
3	重点目標3に関する意見	21
4	重点目標4に関する意見	37
5	重点目標5に関する意見	9
6	計画全体に関する意見	25
7	その他	6
合 計		180

ウ 主な意見

(ア) 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

- ・ あらゆる分野への参画という理念は非常に重要。男女での能力的な差は決してないと思うので、もっと女性が社会的に高い地位につけるように推進していく必要がある。
- ・ 家事・育児等への男性の参画を促す施策は、女性の社会への参画支援につながる所以重要。

(イ) 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

- ・ 神奈川県的女性を取り巻く状況の厳しさに驚いた。自分も女性なので将来が不安。
- ・ 働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現は、男女ともに重要。それにより女性も働きやすくなる。

(ウ) 重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

- ・ 困難を抱える女性たちにも、しっかりと光があたるようなプランにしてほしい。
- ・ 性的マイノリティに触れている点を評価する。

(エ) 重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

- ・ 子どもの頃から男女共同参画意識を育てることは重要。様々な問題への対策につながる。
- ・ 育児・介護については、男女ともに安心して家庭と仕事を両立できるよう、基盤整備が必要。そのためには保育士・介護士の待遇改善が必要だが、神奈川だけの問題ではない。

(オ) 重点目標5 推進体制の整備・強化

- ・ 男女共同参画を実現するには、労働、教育、保健、福祉など様々な施策を推進することが必要なので、総合的な働きかけができるよう、体制を強化してほしい。
- ・ 男女に違いのあることはたくさんあるはずなので、男女別統計については、国や県だけでなく、市町村等にもそれを把握するよう働きかけてほしい。

(カ) 計画全体に関して

- ・ 企業や県民が総ぐるみで取り組めるものになるよう、実効性のあるプランにしてほしい。
- ・ 課題に共感し、興味を得られるような見せ方をするとよい。

### (3) 改定案の内容

ア 改定案のポイント

- (ア) 平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、女性活躍に向けた着実な取組みが求められる中で、あらゆる分野における女性の活躍を促進する。
- (イ) 仕事と家庭生活の両立を困難にする長時間労働を前提とした現在の働き方を見直し、企業の意識改革を進めるとともに、男女ともに多様な選択が可能となるよう、育児・介護などの社会的な基盤整備を図る。
- (ウ) 生活上の困難に陥りやすい高齢単身女性や母子世帯、さらには性的マイノリティの方々などが、安心してらせる社会をめざす。
- (エ) 若年層のうちから男女共同参画への意識を育み、誰もが個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、子どもや若者に向けた意識啓発に取り組む。
- (オ) 「施策の基本方向」ごとに目標数値を設定し、進捗状況及びその評価の公表など、実効性のある計画の進行管理を図る。

※ なお、改定案中、女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく都道府県推進計画として位置付ける。

イ 改定案の構成・概要

別紙のとおり

### (4) 今後の予定

平成30年 1月	男女共同参画審議会から答申
2月	第1回県議会定例会にプランの変更についての議案を提出
3月	プランを改定

## かながわ男女共同参画推進プランの改定案の構成・概要

## I 計画の基本的考え方

## 1 改定の趣旨

平成15年度にかながわ男女共同参画推進プランを策定し、その後2度にわたり改定を行いながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきたが、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、結婚や出産に伴う女性の就業継続の難しさ、長時間労働を前提とした働き方、高齢単身女性や母子世帯の貧困など、依然として様々な課題がある。こうした課題や社会環境の変化を踏まえ、プランの改定を行う。

## 2 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画である。
- (2) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画である。
- (3) 女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく推進計画として位置づける。

## 3 計画の期間

2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とする。

## 4 計画の進行管理

数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表する。

## II 現状と課題

## 1 男女共同参画を取り巻く神奈川の状況

神奈川では、長時間労働や日本一長い通勤時間などにより、仕事と家庭の両立は容易ではなく、女性の労働力率が子育て期に落ち込む「M字カーブ」の底の値、深さとも全国最下位となっている。このような状況は、男女共に結婚や子どもを持つことを躊躇させる要因とも考えられ、全国と比較して未婚率が高く、晩婚化・晩産化の傾向も見られる。また、女性の就業継続の難しさはそのキャリア形成を阻み、管理職に占める女性の割合は全国で40位となっている。

## 2 個別分野ごとの現状と課題

以下の分野を始めとして、男女共同参画社会の実現に向けては、依然として様々な課題がある。

- ・ 政策・方針決定過程における女性の参画状況は未だに低調である。
- ・ 女性の就業環境は依然として厳しい状況にある。
- ・ 育児・介護の基盤整備には、一層の充実が求められている。
- ・ ひとり親や高齢単身女性など、生活上の困難に陥りやすい女性などに対する支援が求められている。
- ・ 社会の様々な場面で、男女間の不平等があると感じている方々の割合が依然として高い。

### 3 重点的に取り組むべき事項

1、2に示した状況を踏まえ、改定に取り組む必要がある（→Ⅲ3「重点目標と施策の基本方向」参照）

## Ⅲ 計画の内容

### 1 基本目標

「ともに生きる社会、ともに参画する社会へ」を基本目標とし、家庭、職場、学校、地域など、人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、活躍できる社会をめざす。

### 2 基本理念

県は、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行する。

#### (1) 人権の尊重

性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること

#### (2) あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること

#### (3) ワーク・ライフ・バランスの実現

働き方を見直し、誰もが、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

#### (4) 固定的性別役割分担意識の解消

性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

### 3 重点目標と施策の基本方向

長時間労働などにより、仕事と家庭の両立が厳しい状況が続いているほか、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、高齢単身女性や母子世帯の貧困などの各種課題を踏まえるとともに、女性活躍推進法、国の「第4次男女共同参画基本計画」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組む。

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

重点目標5 推進体制の整備・強化

## Ⅳ 体系図

重点目標、施策の基本方向、主要施策等に関する施策の体系図を示す。

## Ⅴ 具体的な取組み

### 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画

施策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進

施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画

**重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現**

施策の基本方向1 職業生活における活躍支援

施策の基本方向2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造

**重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし**

施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶

施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援

施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援

**重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備**

施策の基本方向1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発

施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備

**重点目標5 推進体制の整備・強化**

施策の基本方向1 多様な主体との協働

施策の基本方向2 男女別統計の促進

施策の基本方向3 進行管理

※ 二重枠で囲んだ部分…「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」の規定により、議会の議決の対象となる事項

- ・ 基本計画等のうち基本構想に関する事…「Ⅰ 計画の基本的考え方」「Ⅲ 計画の内容」
- ・ 基本計画等の実施期間に関する事…「Ⅰ 計画の基本的考え方」
- ・ 基本計画等の実施に関し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関する事…「Ⅴ 具体的な取組み」のうち施策の基本方向まで

### 3 神奈川県消費生活条例の改正素案について

#### (1) 経緯

神奈川県消費生活条例（以下「条例」という。）は、消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活を推進するため、昭和55年の制定以来、必要に応じて改正を行ってきた。

近年、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）の2度にわたる改正や、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。）の制定等が行われてきた。また、加速する高齢化による高齢者の消費者被害の増加やインターネットの普及等により、消費者問題が一層多様化、複雑化するなど消費者をめぐる社会状況の変化にも対応する必要がある。

こうした状況を踏まえ、神奈川県消費生活審議会に諮問を行い、同審議会から答申を受け、条例改正骨子案を平成29年9月の第3回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会に報告した。

改正骨子案に対する県議会の意見、県民意見募集（パブリックコメント）の結果等を踏まえ、このたび改正素案を取りまとめた。

#### (2) 改正骨子案に対する県民意見募集の結果

ア 募集期間 平成29年9月27日～10月26日

イ 実施結果

(ア) 意見件数 1,223件

(イ) 意見の内訳（個人：478人、団体：82団体、無記名：149）

内 容		件数
特定商取引法の改正等への対応	訪問購入を条例の対象とすることについて	1 2
	密接関係者※に対する立入調査について	9
	不当な取引行為の追加について	7
	「訪問販売お断り」などのはり紙等による訪問販売の禁止について	6 5 8
消費者教育推進法の制定への対応		2 2
消費者施策の推進のための規定整備	消費者施策展開のための基本方針の策定を規定	4
	消費生活に関する情報の収集及び情報の提供を規定	1 2 7
	施策としての消費生活相談の実施を規定	5
	適格消費者団体等への協力・支援を規定	1 4 1
その他		2 3 8
合 計		1, 2 2 3

※密接関係者：事業者から委託を受けて顧客の勧誘を行う者等

ウ 主な意見

(ア) 特定商取引法の改正等への対応

a 訪問購入を条例の対象とすることについて

- ・ 訪問購入を新たに規制の対象とすることは、多様化・複雑化・巧妙化している消費者被害の防止に向け有効な改正である。

- b 密接関係者に対する立入調査について
  - ・ 密接関係者への立入調査は、多様化・複雑化・巧妙化している消費者被害の防止に向け有効である。
- c 不当な取引行為の追加について
  - ・ 不当な取引行為を明確化することは、県の指導、処分につながる実効性の高い内容である。
- d 「訪問販売お断り」などのはり紙等による訪問販売の禁止について
  - ・ 訪問販売による高齢者の被害が増加しているので、消費者を条例上保護する必要がある。
  - ・ 高齢者等は勧誘等が始まると断れない人が多いので、ステッカーで訪問を断る仕組みができるとうい。
  - ・ 一部の悪質な事業者のために、大半のまじめな事業者の健全な営業活動が阻害される恐れがある。
  - ・ 事業者が公的な機関と協定を結んで取り組んでいる地域の防犯・防災・見守り活動が阻害されることになる。
- (イ) 消費者教育推進法の制定への対応
  - ・ 消費者教育の推進は、高齢化の進展やインターネットの普及により消費者問題が複雑化している現在、不可欠である。
  - ・ 消費者市民社会の理解・浸透は消費者教育の要素として不可欠である。
- (ウ) 消費者施策の推進のための規定整備
  - a 消費者施策展開のための基本方針の策定を規定
    - ・ 基本方針を作成することに賛成である。
  - b 消費生活に関する情報の収集及び情報の提供を規定
    - ・ 消費者の選択を支援するために、情報を収集し、提供することは重要なことである。
  - c 施策としての消費生活相談の実施を規定
    - ・ 消費生活相談は、消費者安全法（平成21年法律第50号）（第8条第1項第2号）に規定はあるが、県が主体的に条例において、姿勢を明確に示すことは重要である。
  - d 適格消費者団体等への協力・支援を規定
    - ・ 適格消費者団体の活動が充実することにより、県民の消費者被害の救済につながるので、情報提供など幅広い協力・支援を可能とする条例の制定を期待する。
- (エ) その他
  - ・ 改正骨子案の内容は妥当であり、賛成である。
  - ・ 条例改正は時宜にかなったものであり、改正骨子案も適切であると考えてるので賛成する。

### (3) 改正素案

#### ア 特定商取引法の改正等に関する事項

##### (ア) 訪問購入に関する事項（条例第2条等）

訪問購入が条例の対象となるよう、「消費者」の定義に、消費者が事業者の商品等を提供する取引を追加し、「消費者」の定義の見直しにより、「事業者の責務」「不当な取引行為の禁止」等の関係規定を改正する。



(イ) 密接関係者に関する事項（条例第19条、第20条）

密接関係者に対する立入調査や立入調査を拒んだ場合等における公表が可能となるよう改正するとともに、公表の際に意見を述べる機会を与えることを追加する。

(ウ) 不当な取引行為に関する事項（条例別表第3）

条例の執行に当たり、わかりにくい現行規定の取引行為を明確化するため、次のとおり不当な取引行為を追加する。

- ・ 消費者の取引に関する知識、経験及び財産の状況等に照らして不相当と認められる行為
- ・ 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等を一方的に提供する行為

イ 消費者教育推進法に関する事項（新設）

消費者教育について、消費者が主体的に公正かつ持続可能な社会の形成に参画することの重要性を理解するなどの消費者教育の定義や消費者市民社会の理念を追加するとともに、消費者教育を多様な主体との連携、消費者教育の担い手の育成等により推進していくことを追加する。

ウ 消費者施策に関する事項

(ア) 基本方針の策定の規定を追加（新設）

消費者をめぐる社会状況の変化に対応するため、消費者施策展開の基本理念や消費者施策の推進に必要な事項などを定める基本的な方針を策定することを追加する。

(イ) 情報の収集と提供の見直し（新設）

消費者の主体的かつ適切な選択を支援するため、消費者被害や消費者事故など消費生活に関する情報の収集及び情報の提供についての規定を追加する。

(ウ) 消費生活相談の実施の規定を追加（新設）

消費生活相談は消費者の権利を確立する上で重要な施策であるため、事業者や商品等に対する消費者からの相談に対応するなど、施策としての消費生活相談の実施についての規定を追加する。

(エ) 適格消費者団体に対する支援を追加（新設）

消費者被害の未然防止や拡大防止に向け、適格消費者団体等の差止請求権の行使や被害回復関係業務の遂行に必要な情報提供、その他必要な支援について規定を追加する。

※ 改正骨子案からの変更点

「訪問販売お断り」などのはり紙等による訪問販売の禁止については、県議会の意見、県民意見募集（パブリックコメント）における規制強化への懸念を踏まえ、見直しを行った。

(4) 今後の予定

平成30年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

#### 4 棟方志功作の版画紛失にかかる調査（最終報告書）の概要について

県民ホール小ホールの緞帳作成用の原画として、昭和49（1974）年に購入した、棟方志功作の「宇宙讃（神奈雅和の柵）」が、平成26（2014）年4月に、カラーコピーにすり替えられていることが判明し、紛失したことが明らかになった。

県と公益財団法人神奈川芸術文化財団（以下「芸文財団」という。）が、平成29年4月に事実を公表し、紛失の経緯を調査するとともに、県所有の美術品の管理状況について全庁的に点検を行った。このたび、版画紛失に係る県調査チーム（以下「調査チーム」という。）による最終報告をまとめ、併せて再発防止に向け、美術品の適切な管理を行うためのルール（案）を策定したので、その概要を報告する。

##### (1) 概要

###### ア 紛失した県重要物品の概要

- ・ 作品名 「宇宙讃（<sup>うちゅうさん</sup>神奈雅和<sup>かながわ</sup>の柵<sup>さく</sup>）」
- ・ 作家名 棟方 志功
- ・ 品 目 版画
- ・ 物品価格 300万円（取得当時）
- ・ 受入年月日 昭和49（1974）年10月16日

###### イ 主な経緯

期 日	概 要
昭和47(1972)年12月	・ 県民ホール小ホールの緞帳の原画（版画）の制作について棟方志功氏から承諾
昭和49(1974)年	・ 当時の知事室県民ホール建設課職員が棟方志功氏から原画を受領
10月16日	・ 作品を県が受入れ（備品出納簿へ登載） ※ その後、県民ホール館長室・特別会議室等において掲示
11月	・ 緞帳の吊込み
昭和50(1975)年1月17日	・ 県民ホールこけら落とし
平成6(1994)年4月1日	・ 県民ホールの管理運営を芸文財団へ委託
平成9(1997)年11月1日 ～11月30日	・ 第4回神奈川芸術フェスティバル「ザ・版画'97」において、県民ホールギャラリーで展示
平成18(2006)年4月1日	・ 県民ホールの指定管理者として芸文財団が管理運営を開始
平成25(2013)年7月29日 7月30日	・ 文化課から近代美術館へ管理換えすることを決定 ・ 県民ホールから近代美術館へ搬送
平成26(2014)年4月10日	・ 近代美術館新収蔵作品展（4月5日～6月22日）において、観覧者からカラーコピーではないかと指摘 ・ 近代美術館学芸員がカラーコピーであることを確認 ※ 後日、近代美術館から文化課に連絡
平成26(2014)年5月16日	・ 近代美術館から県民ホールへ搬送 ※ その後、芸文財団が県民ホール内を調査 ※ 後日、近代美術館から生涯学習課に、作品がカラーコピーであったため芸文財団に返却したことを連絡

期 日	概 要
平成29(2017)年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芸文財団専務理事から県民局くらし県民部長及び文化課長へ状況報告</li> <li>・ 県民局長から知事及び副知事へ事案の報告</li> <li>・ 文化課及び芸文財団の職員が所轄の加賀町警察署に被害届の提出について相談</li> <li>・ 県庁記者クラブにおいて版画紛失に係る記者発表</li> </ul>
4月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美術品の一斉点検や再発防止策を検討するため、再発防止に向けた美術品点検チームの発足及び第1回会議開催、以降、11月まで11回開催</li> </ul>
4月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加賀町警察署へ被害届提出</li> <li>・ 被害届提出について記者発表</li> </ul>
4月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査チームの発足</li> <li>※ その後、関係者からの聴き取りを開始</li> </ul>
5月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民・スポーツ常任委員会及び文教常任委員会において、版画紛失にかかる経緯と対応状況について報告</li> </ul>
5月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美術品類の点検について(通知)を发出</li> <li>・ 1次点検実施(6月12日まで)</li> <li>※ (図書館を除く社会教育施設は、2次点検も併せて8月16日までに実施)</li> </ul>
6月27、28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民・スポーツ常任委員会及び文教常任委員会において、版画紛失にかかる調査(中間報告書)について報告</li> </ul>
6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美術品の2次点検について(通知)を发出</li> <li>・ 2次点検実施(7月12日から8月16日まで実施)</li> </ul>
9月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者への文書照会(回答期限:9月25日)</li> <li>※ 文化課・室、県民ホールに在籍した職員(退職者を含む。)芸文財団職員</li> </ul>
9月27、28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民・スポーツ常任委員会及び文教常任委員会において、版画紛失にかかる調査(2次点検結果報告等)について報告</li> </ul>
11月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美術品管理のルール案について全庁照会(回答期限:11月14日)</li> </ul>

## (2) 調査結果及び管理等の点検結果

紛失の公表以降、紛失の経緯等を調査するとともに、県所有の美術品の管理状況について点検を行った。

### ア 版画紛失の時期等の特定

次のとおり調査を行ったが、版画の紛失時期や理由等は特定できなかった。

#### (ア) 緞帳業者等の調査

緞帳制作のため、昭和49(1974)年4月に県から原画を引き渡した業者について調査を行ったが、既に廃業しており、商業登記簿謄本に記載された清算人の所在も不明であった。なお、原画引渡しの際、レプリカ(カラーコピー)が作成されたかどうかを含め、当時の状況は不明である。

版面の額装についても調査をしたが、額装業者に関する当時の書類が残っておらず、記憶している(元)職員もいないため、特定できなかった。

(イ) カラーコピー作成等の調査

県民ホール及び近代美術館で、「宇宙讃(神奈雅和の柵)」のカラーコピーやレプリカを作成した記録はなかった。

カラーコピー対応の複写機については、県民ホールでは、平成25年度以降にA3判が可能な機種を導入したが、今回のカラーコピーと同じ大きさの印刷はできないものであった。

また、近代美術館には、現在に至るまでA3判を超えるカラーコピーに対応できる機種は設置されていないなど、版面のカラーコピーを行った機種の特定期間は判明しなかった。

(ウ) 調査チーム等による調査

不祥事防止所管所属の管理職もメンバーに加え、知事部局、教育委員会それぞれにおいて調査チームを発足し、県民ホール及び芸文財団並びに近代美術館における過去の幹部職員、職員から聴き取りを行うとともに、過去に文化課及び県民ホールに在籍した職員に文書による調査を行う等、徹底的な調査を行った。

a 調査チームの構成員

(知事部局)

(総務局) 総務室管理担当課長、総務室経理担当課長

(県民局) 総務室管理担当課長、くらし県民部長、文化課長(事務局 文化課)

(教育委員会)

教育局総務室管理担当課長、行政課長、財務課長、生涯学習部長、生涯学習課長(事務局 生涯学習課)

b 調査チームによる聴き取り等の人数

事務局によるものを含め、次のとおり聴き取り等を行った。

延べ 510名

(内訳) 知事部局 471名

聴き取り 36名

文書による調査 435名

教育委員会 39名(すべて聴き取りによる)

c 芸文財団による聴き取り等

延べ 92名

(内訳) 聴き取り 25名

文書による調査 67名

イ 3年間公表しなかった経緯

調査チームによる聴き取り等の結果、次のことが判明した。県職員、芸文財団とも、本物はどこかにあるという思いがあり、重要物品が紛失したという重大性に対する認識が甘かった。

一方、近代美術館においても、美術作品の受領、展示という、本来、専門性を発揮すべき場面で、その専門性を活かすことがなかった。また、カラーコピーと判明した後も、対外的な公表や教育委員会への適時的確な報告を行わないなど、組織の一員としての自覚及び危機管理意識の欠如が見られた。

- ・ 芸文財団では、県民ホール内のどこかに本物があるはずという見通しを持ち、3年間、3期に分け館内の搜索を継続したものの、その結果や状況を県と情報共有しなかった。
- ・ 文化課担当職員は、近代美術館からの管理換えの決裁時、返却の理由等について上司に説明したという明確な記憶を持っておらず、文化課長、副課長及びグループリーダーは決裁にあたり、「レプリカ」又は「カラーコピー」なので近代美術館から返されたといった旨の報告を受けた記憶はなく、管理換えの理由等を確認した記憶もないとしている。

- ・ 近代美術館においても、カラーコピーと判明した段階で教育委員会に報告せず、公表も行うことなく、事務的に県民ホールへカラーコピーを返却する対応をとったのみであった。
- ・ それゆえ、文化課内での情報共有はもとより、県幹部への報告もなされず、結果として、事案の公表や芸文財団への捜索等の指示、警察への被害届の提出などの対応が講じられなかった。

#### ウ 県所有美術品の管理状況の点検等

今回の事案を踏まえ、県が所有するすべての美術品について改めて点検し、再発防止に向け、それぞれの保管場所や展示方法に応じた盗難防止対策等を検討した。

##### (ア) 調査等の体制（構成所属）

総務局財産経営課、県民局文化課、会計局指導課、教育委員会生涯学習課、  
（10月12日から）県民局子ども家庭課（事務局 文化課）

##### (イ) 主な調査等の状況

5月23日 1次点検実施通知発出（県が所有するすべての美術品等について、不自然な点等がないか点検を実施）

対象数 物品 20,325点、工作物 166点

不自然な点があったものが5点あった。

6月30日 2次点検実施通知を発出（100万円以上の美術品等について、学芸員による点検を実施）

対象数 1,747点

専門家によるさらなる点検が必要なものはなかった。

11月7日 美術品管理のルール案について全庁照会

##### (ウ) 1次点検で不自然な点があった5点の状況について

###### a 油絵「母と子」〔知事部局（県民局子ども自立生活支援センター）〕

備品台帳に記載された作品名「母と子」及び受入年昭和51（1976）年と、絵画本体に記載された作品名「シチリアの祭り」及び制作年昭和59（1984）年が一致していなかったため、平成29年6月から11月まで、関係職員等への聴き取り又は文書による調査及び「母と子」の現物の捜索を徹底的に行ったが、「母と子」の所在及び紛失の経緯並びに「シチリアの祭り」が「母と子」として管理されてきた経緯は判明しなかった。

###### b 彫刻「アンタニアワカルメ」〔教育委員会（子ども教育支援課）〕

錆びて劣化が著しい状態であったため、作者による修復・再構成が行われ、県立弥栄高等学校に移設した。（11月28日に除幕式を開催）

###### c 絵画（油絵）「山麓60号」及び絵画（水彩画）「漁港60号」〔教育委員会（神奈川総合産業高等学校）〕

数箇所、穴が開いていたため、現在、専門業者が修復中。（平成30年1月末頃に作業完了予定）

###### d 日本画「浮遊する卵形（昼・曇日）」〔教育委員会（近代美術館）〕

備品台帳に記載する際、誤って二重に登録していたため、平成29年8月31日、備品台帳を整理した。

### (3) 再発防止に向けた対応（案）

調査チーム及び再発防止に向けた美術品点検チームの調査結果を踏まえ、再発防止策を取りまとめ、県職員及び指定管理者職員の危機意識の徹底を図っていくこととした。

#### ア 美術品の適切な管理

今回の事案は、美術品は、他の備品と異なる特殊性があり、他の備品とは違う特別な管理が必要であることの認識が欠けていたことが原因の一つになったと考えられる。

そこで、より適切かつ安全な取扱いが必要であることから、美術品の管理、取得、開放空間での展示等の段階ごとのあり方について必要な事項を定め、ルール化することとした。

(ア) 管理

台帳価格が100万円以上の美術品（以下「重要な美術品」という。）は、原則として、近代美術館が管理・保管する。

ただし、寄附者の意思や美術品取得の経緯により、寄附を受け入れた又は取得した所属において保管・展示等を行うことが望ましい場合等の事情がある場合には、この限りではないものとする。

(イ) 取得

美術品の寄附受入れを行う場合は、あらかじめ、附属物の有無、利活用及び処分の条件について寄附の申込みを行っている者に確認するものとする。

美術品の寄附受入れに当たっては、美術品の保管に適した継続的な対応や、そのための新たな後年度負担が生じることを十分認識して、その適否を判断するものとする。

なお、美術館等が取得する際は、学芸員等で美術品の点検等を行うものとする。

(ウ) 開放空間での展示

所属長は、本庁庁舎内の廊下、学校の玄関、体育館など不特定多数の者が往来・出入りする開放空間において美術品を展示する場合は、次の事項を遵守する。

なお、遵守できない場合は、原則としてその対応ができるまでの間、開放空間以外での展示等を行う。

- a き損、汚損及び盗難を予防するための方策（ガラス、アクリルパネル等により表面を覆うなど）により保護する。
- b 重要な美術品については、盗難防止のための装置を設置するとともに、損害保険に加入する。
- c 学芸員の意見をもとに、美術品の相応しい展示場所等を選択するとともに、美術品の監視が行き届くように配慮する。

(エ) 管理状況の確認等

- a 所属長は、原則として、美術品を取得したときは、備品台帳等によるほか、その特殊性に鑑み、美術品台帳を整備し、必要に応じて追加や変更が生じるたびに修正を行うものとし、美術品台帳に基づき、毎年度1回、その美術品の管理状況の点検を行う。
- b 所属長は、毎年、3月31日時点の美術品台帳の写しを当該年の6月末日までに、文化課長に送付し、文化課長は、内容を確認し、適切な管理について必要に応じて所属長に対して助言するものとする。

イ 事故発生時の対応

今回の事案は、原画ではなくカラーコピーであることが発覚したにも関わらず、県担当者、芸文財団職員ともに危機管理意識が低く、情報共有と必要な対応が図られなかったため、約3年にわたり、公表がなされなかったという事態を招いた。

そこで、美術品は県民の貴重な財産であることを改めて徹底するとともに、適切な対応が図られるよう、ルールに事故等発生時の対応を明記する。

(4) 今後の予定

平成29年12月 美術品の適切な管理を行うためのルールの決定・通知

(5) その他（2次点検とは別に教育委員会で調査した内容）

近代美術館において、所在不明のため、備品台帳から除却された収蔵品が2点あったことから、その経緯等について調査を行った。

## ア 作品の概要

- (ア) 油絵「樹のある風景」(昭和47(1972)年3月取得、台帳価格5万円 作者 やまむろきげん 山室紀元)
- (イ) 油絵「箱根風景」(昭和53(1978)年5月取得、台帳価格90万円 作者 しむらけいすけ 志村計介)

## イ 経緯

期 日	概 要
昭和60(1985)年12月	<ul style="list-style-type: none"><li>県機関への収蔵品貸出状況調査を実施(昭和63(1988)年4月、平成6(1995)年1月にも、同様の調査を実施したが当該2作品の所在は不明)</li><li>※ この結果から昭和60年までに所在不明となった可能性が高い</li></ul>
平成15(2003)年11月	<ul style="list-style-type: none"><li>美術品管理システム稼動(この時までに貸出作品をすべて回収し、点検したが当該2作品の所在は不明)</li></ul>
平成23(2011)年5月17日	<ul style="list-style-type: none"><li>全庁的な備品管理事務の見直しに伴い、全備品を点検したが、当該2作品を発見できなかったため、館長が除却を決定</li></ul>

## ウ 調査結果

当該2作品のうち最初に作品を取得した昭和47(1972)年3月から現在まで、近代美術館に在籍した職員43名を調査対象とした。このうち、連絡先不明等を除く31名に面談・文書調査を依頼し、面談を了解した7名に聴き取りを行うとともに、その他24名に文書照会を行った。

さらに、貸出先所属に調査範囲を広げ、最初の作品取得から、所在不明を最初に確認した昭和60(1985)年度までの間に貸出先所属(11所属)において、所属長等として在籍した職員117名(すべて退職者)を調査対象とした。このうち、連絡先不明等を除く28名に面談・文書調査を依頼し、面談を了解した9名に聴き取りを行うとともに、その他19名に文書照会を行った。

近代美術館及び貸出先所属の計59名(近代美術館31名、貸出先所属28名)の調査の結果、作品や作者、貸出状況等を詳細に確認したが、明確な記憶のある者はおらず、作品の所在は判明しなかった。

## エ 再発防止

平成29年6月以降、チェック体制を整備するため、美術品の取得・受入れや貸出を行う際には、学芸員と事務職員が相互に現物確認やチェックを行うほか、平成29年12月に策定予定の美術品の適切な管理を行うためのルールにも、同様の遵守事項などを明記することとした。

また、情報共有や危機管理意識の欠如の課題に対応するため、館内会議等の機会をとらえ、職員間で日頃から綿密な情報交換を行うとともに、危機管理意識の醸成を図るため、職員研修を定期的に行うこととした。

【参考】 美術品管理にかかる新旧ルールの比較表

No.	区 分	新ルール (案)	現行ルール	
1	名称	美術品の適切な管理について (通知) 平成 29 年 12 月末までに施行予定	物品 (美術工芸品) の管理について (通知) 平成 15 年 2 月 18 日施行	
2	性格	通知 (※ 開放空間での展示にかかる規定は遵守事項)	通知 (※ 留意事項)	
3	対象	物品及び工作物	物品	
4	定義	限定列挙 絵画 (油絵・日本画・水彩画・デッサン・その他)、版画、レリーフ、陶芸品、彫刻、塑像、石碑、書画、前各号の複製品及びそれに類するもの	※ 規定なし	
5	管理	台帳価格 100 万円以上の美術品の管理・保管は、原則、近代美術館が行う (財務規則及び県有財産規則の運用通知を改正予定) ※ 寄附者の意思等により寄附受入れ所属で管理する場合等、例外あり ※ 管理換え又は保管の依頼は近代美術館長と協議	※ 規定なし	
6	取得	・学芸員の助言 ・寄附受入れを行う場合は美術品寄贈確認書 (新設) で確認	※ 規定なし	
7	台帳・点検	・美術品台帳 (新設) の整備 ・美術品台帳 (新設) による年 1 回の点検	一覧表等の作成	
8	修復	・修復・補修の検討 ・学芸員の助言	定期的な状態のチェック (必要な場合は修復等の措置)	
9	展示等	展示及び情報の積極的な公表	※ 規定なし	
	開放空間での展示	き損、汚損、盗難等の予防策	※ 現行ルールと同じ	き損、汚損、盗難等の予防方策による保護
		盗難防止策	100 万円以上は装置の設置	装置等
		損害保険	100 万円以上は加入	高額なものは原則、加入
		展示場所・方法	※ 現行ルールと同じ (ただし、近代美術館、金沢文庫、歴史博物館、生命の星・地球博物館、近代文学館は各館の判断とし、学芸員等で展示物確認等を実施) ※ 規定なし	・学芸員の意見をもとに選択 ・開放空間での展示の場合、作品の監視が行き届く場所の選定  展示期間を定め、特定箇所への長期間の展示は避ける
10	管理状況の確認	美術品台帳 (新設) の写しを毎年、文化課長に送付	※ 規定なし	
11	不用決定	学芸員の助言	※ 規定なし	
12	事故発生時の対応	状況確認、捜索、聴取、報告、公表及び警察署への被害届提出	※ 規定なし	



## 5 神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の改正について

### (1) 経緯

平成29年9月22日に国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）が改正され、それまで「一般社団法人又は一般財団法人」に限定されていた保育士試験の「指定試験機関」となる法人について、国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）にあつては、株式会社等を含むすべての「法人」を指定試験機関とすることを可能とする規制緩和が実現した。

指定試験機関には試験事務の一部又は全部を行わせることができるとされており、現在県が指定している「一般社団法人全国保育士養成協議会」はその全部を実施しているが、今後、規制緩和を活用して同協議会以外の法人を指定する場合には、試験事務の一部のみ行わせる可能性がある。

### (2) 改正の理由

神奈川県保育士試験手数料等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項では、指定試験機関が行う保育士試験について、当該指定試験機関に試験事務の全部を行わせる前提で、受験者は当該指定試験機関に試験手数料を納付しなければならない旨規定している。

指定試験機関が行う保育士試験であっても、当該指定試験機関に試験事務の一部のみを行わせる場合は、知事が試験手数料を徴収することとなるため、当該規定を改正する必要がある。

### (3) 改正の概要

指定試験機関が試験事務の全部を実施する場合に限り、受験者が指定試験機関に試験手数料を納付するなどの所要の改正を行う。

### (4) 今後の予定

平成30年2月	第1回県議会定例会に条例改正議案を提出
4月	指定試験機関を指定
8月	平成30年度県独自地域限定保育士試験（筆記）を実施

## 6 神奈川県青少年保護育成条例の改正骨子案について

### (1) 経緯

「女子高校生」を商品化し、青少年の性を売り物とするいわゆる「JKビジネス」については、本県では、平成22年10月に神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）を改正し、個室性のある営業について規制を設けて対応している。

しかし、近年、東京都内等で、個室でない営業や、無店舗型の営業が出現し、福祉犯罪の温床となっている。

また、東京都で「JKビジネス」を規制する条例が平成29年7月から施行され、一部の営業が規制を逃れて本県に流入するおそれがある。

こうしたことから、本県は、青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為を防止し、社会環境の整備を図るため、条例改正の方向性を平成29年第2回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会に報告した。

条例改正の方向性に対する県議会の意見、県民意見募集（パブリックコメント）の結果等を踏まえ、このたび改正骨子案を取りまとめた。

### (2) 条例改正の方向性（案）に対する県民意見募集の結果

ア 募集期間 平成29年7月10日～8月8日

イ 実施結果

(ア) 意見件数 12件

(イ) 意見の内訳（個人：6人、団体：3団体）

区 分	件 数
1 方向性全体に関する意見	7
2 規制対象に関する意見	3
3 禁止行為に関する意見	2
合 計	12

ウ 主な意見

- ・ JKビジネスに対する規制は必要である。
- ・ 実効性のある規制を求める。
- ・ 早期の改正を求める。

### (3) 骨子案

ア 定義規定（第7条）の一部改正

現行では、青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業のうち、個室性のある営業についてのみ規制していたが、今回の改正において、個室でない営業や無店舗型の営業を規制対象に加えた上で、それらを「有害役務提供営業」として定義する。

(ア) 有害役務提供営業

店舗型有害役務提供営業及び無店舗型有害役務提供営業

(イ) 店舗型有害役務提供営業

店舗を設けて役務を提供する営業であって、青少年が客に接する業務に従事し、又は客となることにより、当該青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、次に掲げるもの

a 客の体に接触し、又は客に体に接触させる役務を提供する営業で規則で定めるもの

（従事者の顔、胸部、腹部、大腿部若しくはでん部を客の体に接触させるもの等）【リフレ】

- b 個室等を設け、人の姿態を見せる役務を提供する営業【見学・撮影】
  - c 個室等を設け、客と会話をし、又は客に遊興させる役務を提供する営業で規則で定めるもの（従事者の姿態を撮影した画像又は映像を広告又は宣伝に用いて客を誘引するもの等）【コミュニケーション】
  - d 客に飲食させる営業で規則で定めるもの（従事者の姿態を撮影した画像又は映像を広告又は宣伝に用いて客を誘引するもの等）【喫茶・バー・居酒屋】
  - e 業務に従事する者が水着を着用した姿その他の客の性的感情を刺激するおそれがあるものとして規則で定める姿（水着を着用した姿、レオタードを着用した姿その他着衣の特性により特に身体の輪郭が強調される姿等）で客に接する営業
- (ウ) 無店舗型有害役務提供営業
- 人を派遣して役務を提供する営業であって、青少年が客に接する業務に従事し、又は客となることにより、当該青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、次に掲げるもの
- a 客の体に接触し、又は客に体に接触させる役務を提供する営業で規則で定めるもの（従事者の顔、胸部、腹部、大腿部若しくはでん部を客の体に接触させるもの等）【派遣リフレ】
  - b 個室等において人の姿態を見せる役務を提供する営業【派遣見学・派遣撮影】
  - c 客と会話をし、又は客に遊興させる役務を提供する営業（規則で定める営業（児童又は乳幼児の世話をを行う営業）を除く。）【派遣コミュニケーション、散歩】
  - d 水着を着用した姿その他の客の性的感情を刺激するおそれがあるものとして規則で定める姿（水着を着用した姿、レオタードを着用した姿その他着衣の特性により特に身体の輪郭が強調される姿等）で客に接する営業
- イ 個室等施設に係る制限規定（第27条）の一部改正
- 現行の個室等施設に係る営業の一部（客の体に接触する役務、人の姿態を見せる役務）については、今回の改正により有害役務提供営業の対象となることから、個室等施設の規定について所要の改正を行う。
- ウ 有害役務提供営業者及び指定個室営業者の禁止行為の新設
- 有害役務提供営業等に起因する福祉犯罪等の被害から青少年を守るため、有害役務提供営業者及び指定個室営業者（以下「有害役務提供営業者等」と総称する。）に対し、その営業に関し、青少年を客に接する業務に従事させ、又は青少年を客とすることを禁止する。
- エ 勧誘行為等の禁止の新設
- 禁止行為規定の実効性を高め、青少年と有害役務提供営業との接点を断つため、何人も、有害役務提供営業及び指定個室営業に関し、青少年を客に接する業務に従事するよう又は客となるよう勧誘すること、青少年に勧誘行為をさせることを禁止する。
- オ 青少年の立入禁止表示等義務の新設
- 禁止行為規定の実効性を高めるため、有害役務提供営業者等に対し、広告又は宣伝をするときは、青少年が客となることを禁止する旨を明らかにすること、営業所の入口に青少年が客として立ち入ってはならない旨を表示することを義務付ける。
- カ 従業者名簿の新設
- 青少年を客に接する業務に従事させないようにするとともに、立入調査時に従業員の状況を確認しやすくするため、有害役務提供営業者等に対し、従業者名簿を調製し、営業所に備え置くことを義務付ける。

キ 行政処分の新設

禁止行為規定の実効性をより高めるため、有害役務提供業者等が、青少年を有害役務提供営業に従事させ、又は青少年を客としたときは、知事は、当該行為の中止その他青少年の被害を防止するための必要な措置を命ずることができる。

また、有害役務提供業者等がこの命令に違反したときは、知事は、6月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

ク 神奈川県児童福祉審議会への諮問等（第50条）の一部改正

行政処分が公正かつ慎重に行われるよう、知事は、行政処分を行う場合は、神奈川県児童福祉審議会の意見を聴くこととする。

ケ 罰則規定（第53条）の一部改正

新たに有害役務提供営業に関する禁止行為や義務を追加することに伴い、当該規定に違反した者に対する罰則規定を追加する。

(4) 今後の予定

平成30年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

## 7 かながわ子どもみらいプランについて

かながわ子どもみらいプラン（計画期間 平成27年度～31年度。以下「プラン」という。）について、平成28年度の達成状況の点検・評価結果及び中間年の見直し素案を報告する。

### (1) 点検・評価

#### ア 趣旨

すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業支援計画（法定計画）と次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく地域行動計画（任意計画）の位置付けを併せ持つ計画として、プランを平成27年3月に策定した。

プランにおいては、毎年度、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況等を点検・評価し、その結果を公表することとしており、このたび、平成28年度達成状況の点検・評価結果を取りまとめた。

#### イ 対象

平成27年度神奈川県子ども・子育て会議において、点検・評価の対象を次の(ア)～(ウ)の項目とした。

##### (ア) 幼児期の教育・保育の需給計画

待機児童の解消を図り、子育て家庭のニーズにあった就学前児童の教育・保育の提供体制の充実を計画的に進めるため、各年度における教育・保育の需要見込みとそれに対応する教育・保育の供給量を記載している。（※）

※ プランの需給計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げによる。

##### (イ) 幼稚園教諭、保育士、子育て支援事業に従事する者等の確保及び質の向上

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、家庭的保育者など、教育・保育施設及び地域型保育事業において、質の高い幼児教育や保育が円滑に行えるよう、(ア)の需給計画に基づき、各年度における幼児教育や保育に従事する人材の必要見込み人数を算定し、関係機関と連携して計画的に確保する。

あわせて、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の従事者を含めた、人材の質の向上を実施する。

##### (ウ) 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値

プランを着実に実施していくため、「子どもが生きる力」、「保護者等が育てる力」、「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実強化する施策展開の方向性に沿って、項目及び目標値を設定している。

#### ウ 経過

- ・ 「(ア) 幼児期の教育・保育の需給計画」及び「(イ) 幼稚園教諭、保育士、子育て支援事業に従事する者等の確保及び質の向上」については、各々、子ども・子育て支援法に基づき設置され、外部有識者等で構成される「神奈川県子ども・子育て会議 計画フレーム専門部会」及び「同 子育て支援人材・情報専門部会」を開催し、点検・評価結果について審議を行った。
- ・ 「(ウ) 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値」については、庁内会議体である「神奈川県子ども・青少年みらい本部 子ども・子育て支援推進部会」を開催し、点検・評価結果について審議を行った。
- ・ その後、(ア)～(ウ)の点検・評価結果を「神奈川県子ども・青少年みらい本部 本部会議」に報告した後、「神奈川県子ども・子育て会議」を開催し、平成28年度達成状況の点検・評価結果について審議を行った。

エ 点検・評価結果の概要

(ア) 幼児期の教育・保育の需給計画（表1）

a 全体的な状況

実績値における「需給差」については、0～5歳全体では「需要量」に対する「供給量」の割合が105.0%となり、全体としては、概ね計画及び需要の伸びを反映した教育・保育の提供体制が確保された。

しかしながら、1～2歳においては、計画を大きく上回る需要の伸びにより、計画値よりも大きな供給不足が生じる結果となった。

b 今後の取組み

0～2歳の「需要量」に対する「供給量」の割合が88.7%となり、大きな供給不足が生じていることや、平成29年4月1日時点の保育所等利用待機児童数が7年ぶりに増加（※）したこと等にも鑑み、今後とも、引き続き市町村と連携して、保育所及び地域型保育事業等の整備を進め、定員の拡充に努めていく必要がある。

※ 平成29年4月1日時点の保育所等利用待機児童数756人（前年比+259人、+52.1%）

【表1 需給差の状況】

(単位:人)

	1号 (3～5歳: 教育希望)	2号 (3～5歳: 保育希望)	3号(0～2歳:保育希望)			計
			0歳	1～2歳	小計	
①需要量 (量の見込み)	130,772 (132,159)	83,219 (86,884)	13,756 (14,235)	60,400 (53,964)	74,156 (68,199)	288,147 (287,242)
②供給量 (確保の内容)	148,629 (150,824)	88,204 (89,152)	13,522 (14,096)	52,284 (52,086)	65,806 (66,182)	302,639 (306,158)
②-①(需給差)	17,857 (18,665)	4,985 (2,268)	▲ 234 (▲ 139)	▲ 8,116 (▲ 1,878)	▲ 8,350 (▲ 2,017)	14,492 (18,916)
②/① (需要量に対する 供給量の割合)	113.7% (114.1%)	106.0% (102.6%)	98.3% (99.0%)	86.6% (96.5%)	88.7% (97.0%)	105.0% (106.6%)

※ 上段が実績値、下段の( )は計画値

(イ) 幼稚園教諭、保育士、子育て支援事業に従事する者等の確保及び質の向上

a 幼稚園教諭、保育士、子育て支援事業に従事する者等の確保（表2）

(a) 幼稚園教諭、保育士

各々、実績値が計画値を上回った状況となっているが、現場では確保に困難な状況があり、今後とも潜在資格者の復帰支援も含めて人材確保の取組みを継続して実施する必要がある。

(b) 保育教諭

概ね計画値と同等の実績値となっているが、今後も認定こども園の増加に伴い、人材確保の取組みを継続して実施する必要がある。

【表2 平成28年度における幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み人数の進捗状況】

職種	計画値 (A)	実績値 (B)	計画との差 (B-A)
幼稚園教諭	7,751人	7,898人	+147人
保育教諭	1,271人	1,280人	+9人
保育士	22,898人	26,129人	+3,231人
保育従事者	128人	56人	△72人
家庭的保育者	176人	118人	△58人
家庭的保育補助者	143人	188人	+45人

b 幼稚園教諭、保育士、子育て支援事業に従事する者等の質の向上

(a) 幼稚園教諭、保育教諭、保育士

派遣型の研修の実施や、研修事業に対する補助等を通じて、資質向上を図っており、引き続き、階層別の研修の実施や、現場が直面している今日的な課題等に対応した研修内容の充実など、さらに質の向上を図る必要がある。

(b) 子育て支援事業に従事する者、放課後児童支援員

子育て支援員については、平成28年度から子育て支援員研修を実施しており、研修への参加状況を見ながら、コース設定等を検討し、引き続き質の向上につながる研修を実施する必要がある。

放課後児童支援員については、平成27年度から開始した放課後児童クラブの従事者となるための認定資格研修により資質向上を図るほか、別途行っている資質向上のための研修の実施に当たっては、テーマや時期の調整など、県と市町村が連携を図る必要がある。

(ウ) 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値（表3）

点検・評価に当たっては、計画期間の最終年度である31年度の目標値に対し、28年度実績がどの程度目標を達成しているかを示す「達成率」を算出した。なお、33目標のうち、調査時期の関係により数値が把握できない3目標を除く30目標について対象とした。

いずれも達成率が50%以上となり、全般に進捗が図られているが、引き続き、目標達成に向けて取組みを進め、目標の達成率が高い場合であっても、今年度中に行うプランの見直しに伴う目標値の修正等にも鑑み、取組みの水準を下げることなく、引き続き高い成果を上げられるように取組みを進めていく必要がある。

【表3 達成率（平成31年度の目標値に対する平成28年度の達成状況）】

100%以上	9目標 (30.0%)
75%以上～100%未満	12目標 (40.0%)
50%以上～75%未満	9目標 (30.2%)
50%未満	0目標 (0.0%)
計	30目標 (100.0%)
現時点では把握できない	3目標
合計	33目標

(エ) 点検・評価結果に伴うプランの見直し

「教育・保育の需給計画」に関しては、県内の多くの市町村において、「需要量」の計画値と実績値に乖離が生じていること等から、今年度中に教育・保育の需給計画を見直す予定となっている。

また、「幼稚園教諭、保育士、子育て支援事業に従事する者等の確保」に関しては、保育士等について、実績値が計画値を上回った状況等も生じている。

こうした状況に伴い、市町村計画の見直し状況や、子ども・子育て支援施策における国や県の施策の状況等も踏まえて、今年度中にプランの見直しを行う必要がある。

オ 今後の予定

平成30年1月 県議会の意見を踏まえ、点検・評価結果を作成、公表

(2) 中間年の見直し（素案）

ア 経緯

子ども・子育て支援法の「基本指針（※）」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しや、プランの平成27年度及び28年度における達成状況の点検・評価結果を踏まえ、中間年の見直しを行うこととし、このたび、見直し素案を取りまとめた。

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

イ 見直しの対象

(ア) 幼児期の教育・保育の需給計画

市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し内容を反映し、平成30年度及び31年度の数値を修正した。

(イ) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み人数

上記(ア)の見直し等に基づき、平成30年度及び31年度の必要見込み人数を改めて算定した。

(ウ) 主な取組み事業

プラン策定後、新たに実施している県の施策・事業の追加等を行った。

(エ) 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値

上記(ア)～(ウ)の見直し及び達成状況等を踏まえ、目標設定項目の追加や目標値の修正等を行った。

ウ 見直しの概要

(ア) 幼児期の教育・保育の需給計画（表4）

33市町村のうち、24市町村（※）の見直し後の数値（暫定値）を反映し、平成30年度及び31年度の数値を修正した。 ※ その他8市町が見直しなし、1市が見直し作業中。

見直し後の需給計画における計画最終年度（平成31年度）の需要量、供給量の計画値及び需給差について、見直し前の当初計画値と比較すると次のとおりとなる。

a 需要量

「3～5歳の教育希望」が大きく減少（▲5,783人）するものの、「3～5歳の保育希望」（+6,129人）及び「1～2歳の保育希望」（+6,094人）が大幅に増加するため、全体では6,835人増の292,762人となる。

b 供給量

「3～5歳の教育希望」に対する供給は微増（+108人）に留まるものの、「3～5歳の保育希望」（+6,130人）及び「1～2歳の保育希望」（+6,314人）に対する供給が大幅に増加するため、全体では13,404人増の316,395人となる。



c 需給差

需要量の増加を踏まえた供給量の拡充を図ることで、見直し前の計画と同様、すべての年齢等の区分において供給量が需要量を上回る。

【表4 見直し後の需給計画】

(単位:人)

	H30年度					H31年度				
	1号 (3~5歳: 教育希望)	2号 (3~5歳: 保育希望)	3号(0~2歳:保育希望)		計	1号 (3~5歳: 教育希望)	2号 (3~5歳: 保育希望)	3号(0~2歳:保育希望)		計
			0歳	1~2歳				0歳	1~2歳	
①需要量 (量の見込み)	122,124 (▲3,867)	93,924 (+4,778)	14,678 (▲254)	60,826 (+4,047)	291,552 (+4,704)	117,452 (▲5,783)	95,791 (+6,129)	15,512 (+395)	64,007 (+6,094)	292,762 (+6,835)
②供給量 (確保の内容)	138,965 (▲1,076)	96,917 (+3,431)	15,418 (+145)	60,029 (+3,300)	311,329 (+5,800)	134,048 (+108)	100,647 (+6,130)	16,517 (+852)	65,183 (+6,314)	316,395 (+13,404)
②-① (需給差)	16,841	2,993	740	▲797	19,777	16,596	4,856	1,005	1,176	23,633

※ ( )は当初計画値からの増減

- (イ) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み人数(表5)見直し後の需給計画における供給量の増加や職員配置の実態を踏まえて見直したところ、平成31年度の必要見込み人数は、保育士(32,174人:7,345人増)をはじめ、すべての職種で見直し前と比べて増加となる。

【表5 見直し後の必要見込み人数】

(単位:人)

職種	H28年度 (実績値)	H30年度(計画値)			H31年度(計画値)		
		見直し後 (A)	見直し前 (B)	A-B	見直し後 (A)	見直し前 (B)	A-B
保育教諭	1,280	2,700	2,106	+594	3,198	2,462	+736
保育士	26,129	30,048	24,327	+5,721	32,174	24,829	+7,345
幼稚園教諭	7,898	7,649	7,045	+604	7,243	6,717	+526
保育従事者	56	215	184	+31	268	218	+50
家庭的保育者	118	238	232	+6	284	248	+36
家庭的保育補助者	188	397	165	+232	451	174	+277

(ウ) 主な取組み事業

プラン策定後、新たに実施している県の施策・事業の追加等を行った。

a 待機児童対策

- 「待機児童解消加速化プラン」に代わり、平成29年5月に発表された国の新たな待機児童対策である「子育て安心プラン」を踏まえ、国及び市町村と連携した保育所等の受け皿整備を進めるよう修正
- 特に人数の多い1、2歳児の待機児童解消に向けた、いわゆる「3歳の壁」対策としての連携施設の確保、幼稚園における預かり保育事業の推進を追加
- 市町村ごとの今後の待機児童数の見通しの把握を通じた市町村との連携強化を追加

- b 子ども・子育て支援に関する取組み
  - ・ 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実として、休日保育を実施する市町村への支援を追加
  - ・ 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援として、他の市町村の取組状況についてのわかりやすい情報提供と担当者への研修の実施を追加
- c プラン策定後に新たに実施している県の施策・事業等
  - ・ 「子どもの未病対策の推進」、「かながわ子どものみらい応援団による機運の醸成」等9事業を追加
  - ・ 事業名称の変更や、事業内容の充実及び一部廃止等に伴い16事業で記載内容を修正
- (エ) 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値
 

上記(ア)～(ウ)の見直し及びこれまでの達成状況等を踏まえ、次の15件の項目について、目標設定項目の追加や目標値の修正を行った。

  - ・ 「教育・保育施設の利用定員数」等、需給計画等の見直しに伴う目標値の修正 7件
  - ・ 「病児・病後児保育事業の実施市町村数」等、地域子ども・子育て支援事業の充実に関する目標項目の追加・修正 2件
  - ・ 「男性の育児休業取得率」等、毎年度の数値の把握が困難なため、把握する数値の内容を変更 3件
  - ・ 「かながわ子育て応援パスポートの施設数」等、最終年度の目標を達成していることから目標値を上方修正 2件
  - ・ 数値の出典となる国の調査項目の変更に伴う修正 1件
- エ 今後の予定
 

平成29年12月	プラン見直し素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施
平成30年2月	第1回県議会定例会県民・スポーツ常任委員会にプラン見直し案を報告 プラン見直し案について神奈川県子ども・子育て会議等で審議
3月	見直し後のプランを公表